

第 7 3 号議案

志木市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

志木市個人番号の利用に関する条例(平成 2 7 年志木市条例第 2 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項中「条例」の次に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成 3 1 年法律第 3 号)」を加え、「の賦課徴収」を「若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に改め、同表の 7 の項の次に次のように加える。

7 の 2 市 長	志木市障がい者生活サポート事業に関する規則(平成 1 4 年志木市規則第 5 7 号)に規定する生活サポート事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、住民票関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
--------------	---	--

別表第 1 の 8 の項中「若しくは特例給付」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、個人番号を利

用することのできる事務の追加等をしたいので、地方自治法第14条第1項の規定により、この案を提出するものである。